

消防署からのお知らせ

平成18年火災・救急状況

平成18年の火災発生状況がまとまりました。件数を見るなど、建物火災が17件で全体の約七割を占めています。火を使うときは、「火のそばを離れない」「消火用の水または消火器を準備しておく」

「家の周りに燃えやすいものを置かない」といったことを心掛け、尊い人命と財産を火から守りましょう。

問合せは

消防本部予防課

☎7122まで

火災状況

区分(単位)	平成18年	平成17年	増減	
火災件数(件)	25	22	3	
内訳	建物	17	18	△1
	林野	1	1	
	車両	4	2	2
	船舶			
	航空機			
	その他	3	1	2
死者(人)	3	2	1	
負傷者(人)	1	5	△4	
焼損棟数(棟)	24	24		
り災世帯(世帯)	16	14	2	
り災人員(人)	42	32	10	
焼損面積	建物(m ²)	787	719	68
	林野(a)	95	51	44
損害額(千円)	65,172	42,745	22,427	

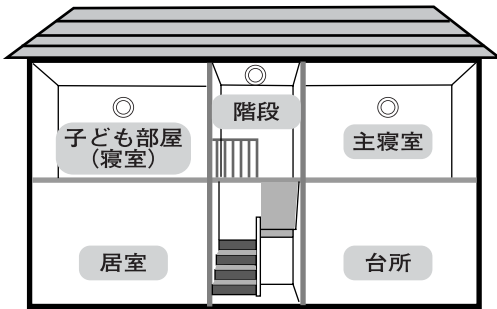
救急車の出場件数

区分	平成18年	平成17年	増減
出場件数	2,336件	2,335件	1件
搬送人員	2,228人	2,288人	△60人

住宅用火災警報器を設置しましょう!!

Q 警報器はどこに設置すればよいの?

A 家族全員の寝室か、寝室のある階段の踊り場に設置してください。



Q 火災警報器にはどんな種類があるの?

A 熱感知式と煙感知式があります。寝室などには、煙感知式の設置が条例で義務づけられています。

Q 警報器はどこで購入すればよいの?

A 家電販売店などで購入してください。購入するときは、NSマークのついた日本消防検定協会の鑑定品を選びましょう。



Q 消防署では販売していないの?

A 消防署や消防団では販売していません。悪質な訪問販売の業者も出没していますので、十分に注意してください。

Q 警報器が作動すると、自動的に消防署に通報されるのかしら?

A 警報器は危険を知らせる音が鳴るだけです。落ち着いて119番に通報し、初期消火や早めの避難を心がけましょう。

問合せ…消防本部予防課 ☎63-7121

平成18年6月から、住宅を新築するときは火災警報器の設置が義務づけられています。また、既存住宅についても、平成23年5月31日までに設置しなくてはなりません。家族の安全のため、早めの設置をお勧めします。

美容室

TINO ティーノ

卒業式・謝恩会
ご予約受付中

大井南 28-5 <http://tino.org.uk>

0120-246826

笠岡第一病院 糖尿病教室

日時: 2月14日(水)
午後1時~2時

場所: 笠岡第一病院 附属診療所
笠岡市二番町2-19

講師: 糖尿病内科 重藤 看護師 水ノ上

参加費: 無料

お問合せ先: 笠岡第一病院附属診療所 健康管理センター
☎62-5588

「ご関心のある方はどなたでもご参加いただけます。」

① 足がしびれる 感触がおかしい これも糖尿病の症状!?
② 足のお手入れ しましょう!!